



らぴい通信



令和3年7月14日 第31号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線5034)

5台以上の車をご使用の事業主の方へ！



「安全運転管理者」

って、ご存じですか？

**「安全運転管理者」を選任して、
しっかり、運転者管理・車の管理を行って
交通事故防止を！**

道路交通法(第74条の3条1項)では・・・

自動車の使用者は、内閣府令で定められる台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、・・・安全運転管理者を選任しなければならないと規定

選任しないと・・・罰則(5万円以下の罰金)!!!

新聞報道によると・・・

千葉県八街市で発生した事故では・・・

**社用車で！ 配達先からの帰社途中！
飲酒運転！ 通学児童の列に！**

車の使用者の大きな責任

① 直接的損失

(損害賠償責任 ⇒ 金銭的損失)

② 間接的損失

(企業の信用失墜 ⇒ 業務への影響)

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報